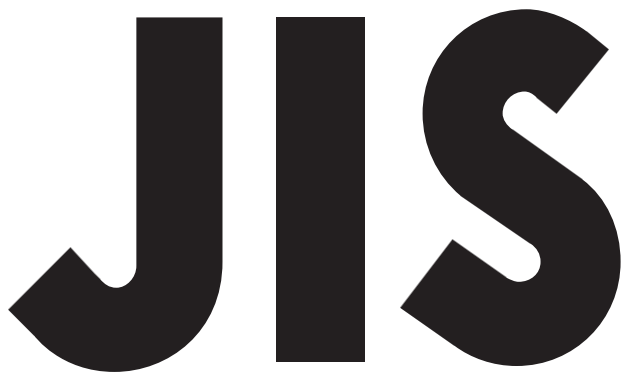




燃料油メーター—取引又は証明用—
第 1 部：自動車等給油メーター

JIS B 8572-1 : 2024

令和 6 年 5 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 基盤技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	高 辻 利 之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	伊 藤 納 奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	柿 本 章 子	主婦連合会
	鈴 木 伸 哉	関東学院大学
	高 橋 かより	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	田 原 江利子	王子ホールディングス株式会社
	安 井 清 一	東京理科大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 20.4.20 改正：令和 6.5.20

官 報 掲 載 日：令和 6.5.20

原案作成協力者：一般社団法人日本計量機器工業連合会

(〒162-0837 東京都新宿区納戸町 25-1 日本計量会館 TEL 03-3268-2121)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：基盤技術専門委員会 (委員会長 高辻 利之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義並びに略語、記号及び単位	3
3.1 用語及び定義	3
3.2 略語、記号及び単位	12
4 一般要件	15
4.1 計量システムの構成要素	15
4.2 補助装置	15
4.3 定格動作条件	15
4.4 精度等級	16
4.5 (計量システムの体積表示に対する) 最大許容誤差及び有意な誤り	16
4.6 最大許容誤差を適用するための条件	17
4.7 変換指示の条件	17
4.8 計算器の最大許容誤差及び有意な誤り	17
4.9 表示値	17
4.10 空気又はガスの除去	18
4.11 ガス指示器	20
4.12 トランスファーポイント	20
4.13 計量システムの内液の完全充満	20
4.14 空ホースによる供給	20
4.15 充満ホース内部の容積変化	20
4.16 分枝及びバイパス管	21
4.17 制御及び閉止機構	21
4.18 各種設備	21
4.19 表記	21
4.20 封印装置及び刻印銘板	22
4.21 無人送出	23
4.22 外部装置の影響	23
5 計量システムのメーター及び補助装置の要件	24
5.1 メーター	24
5.2 体積表示機構	25
5.3 価格表示機構	26
5.4 印字装置	27
5.5 記憶装置	28

5.6 定量装置	28
5.7 変換装置	29
5.8 計算器	29
5.9 セルフサービス装置 (SSD)	29
6 電子装置を備えた計量システム	29
6.1 一般要件	29
6.2 電源装置	30
6.3 チェック機構	30
7 特定計量システムに対する特別要件	32
7.1 自動車等給油メーターの特定計量システム	32
7.2 道路タンカー搭載計量システム	32
7.3 中間タンクを使用した船舶タンク用荷降計量システム，鉄道タンカー用荷降計量システム及び 道路タンカー用荷降計量システム	32
7.4 加圧液化ガス用計量システム (LPG 計量機以外)	32
7.5 加圧液化ガス用燃料計量機 (LPG 計量機)	32
7.6 牛乳，ビール及びその他の発泡飲料液用計量システム	33
7.7 パイプライン上の計量システム及び船舶荷積み用計量システム	33
7.8 航空機燃料供給用計量システム	33
7.9 ブレンド計量機	33
7.10 バンカーリング用計量システム	33
7.11 液化天然ガス (LNG) 用計量システム	33
8 計量管理	33
8.1 型式の評価	33
8.2 初期検定	35
8.3 後続検定	35
9 性能試験	35
9.1 一般	35
9.2 計量の不確かさ	36
9.3 標準条件	36
9.4 試験体積	36
9.5 燃料油の温度の試験結果に対する影響防止	36
9.6 ソフトウェア設定／構成	36
9.7 逆流	36
9.8 妨害試験及び影響因子試験－環境条件	36
9.9 妨害試験及び影響因子試験－電気試験	38
9.10 道路走行車両電池を動力源とする EUT の試験	44
10 計量デバイスの試験手順	45
10.1 一般情報	45
10.2 試験装置	45

10.3	精度	45
10.4	耐久性試験	47
10.5	最小測定量の精度	48
10.6	電子式計量デバイス（センサー＋トランスデューサー）についての追加試験手順	48
11	（変換装置を備えている）電子計算器、表示機構及び関連装置の試験手順	49
11.1	（変換装置を備えている）電子計算器及び表示機構	49
11.2	電子計算器及び表示機構	49
11.3	変換装置（電子計算器の一部として）	49
11.4	関連計測装置	49
11.5	温度変換：計量システムの温度センサーの応答時間試験	49
12	空気分離器の試験手順	50
12.1	一般	50
12.2	試験	50
13	補助装置の試験手順	53
14	ソフトウェア評価	54
15	器差検定	54
16	使用中検査	54
17	対応関係	54
	附属書 A（規定）ソフトウェア制御構成部品及び計量システムの要件	56
	附属書 B（規定）計量システムの試験手順	63
	附属書 C（参考）選択したソフトウェア検証方法の説明	66
	附属書 JA（規定）器差検定の方法	68
	附属書 JB（規定）使用中検査	70
	附属書 JC（規定）真実の（標準）体積の算出	71
	附属書 JD（規定）非自動はかりの管理方法	72
	附属書 JE（参考）SS-LAN	73
	参考文献	74
	附属書 JF（参考）JIS と対応国際規格との対比表	75
	解 説	80

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 8572-1:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

燃料油メーター—取引又は証明用—

第 1 部：自動車等給油メーター

Fuel oil flow meters— Measuring instruments used in transaction or certification— Part 1: Fuel dispensers for motor vehicles

序文

この規格は、2019 年に第 3 版として発行された **OIML R 117-1** 及び **OIML R 117-2** を基とし、自動車等給油メーターが計量法の特定制量器として要求される要件のうち、構造及び性能に関わる技術上の基準及び試験の方法を規定するため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、**附属書 JA～附属書 JE** は、対応国際規格にはない事項である。また、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JF** に示す。

1 適用範囲

この規格は、車両、小型船舶、小型航空機などの燃料タンクなどに、燃料油¹⁾（揮発油、灯油、軽油、重油）を充填するための機構をもち、給油取扱所²⁾に設置して取引又は証明に使用する計量システム（自動車等給油メーター）について規定する。この規格は、粘度が 0.1 Pa s を超える燃料油、及び温度が－20℃未満又は 50℃を超える燃料油を計量するシステムには適用しない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

OIML R 117-1:2019, Dynamic measuring systems for liquids other than water—Part 1: Metrological and technical requirements

OIML R 117-2:2019, Dynamic measuring systems for liquids other than water—Part 2: Metrological controls and performance tests（全体評価：MOD）

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

注¹⁾ ガソリン、ディーゼルなど広範囲の燃料油を指す。

注²⁾ 給油取扱所は、消防法で定める一般取扱所を含めた広範囲の取扱所であり、ガソリンスタンドに限定されない。具体的には、米穀販売店などに設置してある灯油販売用燃料油メーターなどを含む。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項